

令和2年度に実施した個別指導において
保険薬局に改善を求めた主な指摘事項

中国四国厚生局

I 調剤全般に関する事項

1 処方箋の取扱い

- (1) 使用期間を超過している処方箋を受け付け、調剤を行っている不適切な例が認められたので改めること。
- (2) 「処方」欄の記載に次の不備のある処方箋につき、疑義照会をせずに調剤を行っている不適切な例が認められたので改めること。
 - ① 用量の記載がない。
 - ② 用量の記載が不適切である。
 - ③ 用法の記載がない。
 - ④ 用法の記載が不適切である。
 - ⑤ 外用薬の使用部位の記載がない。

2 処方内容に関する薬学的確認

処方内容について確認を適切に行っていない（処方医への疑義照会を行っているものの、その内容等を処方箋又は調剤録に記載していないものを含む。）次の例が認められたので改めること。

- ① 薬剤の処方内容により禁忌投薬が疑われるもの
- ② 医薬品医療機器等法による承認内容と異なる効能効果（適応症）での処方疑われるもの
- ③ 医薬品医療機器等法による承認内容と異なる用量で処方されているもの
- ④ 医薬品医療機器等法による承認内容と異なる用法で処方されているもの
- ⑤ 過量投与が疑われるもの
- ⑥ 倍量処方が疑われるもの
- ⑦ 相互作用（併用禁忌・併用注意）が疑われるもの
- ⑧ 重複投薬が疑われるもの
- ⑨ 投与期間の上限が設けられている医薬品について、その上限を超えて投与されているもの
- ⑩ 漫然と長期にわたり処方されているもの

3 調剤

調剤について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 処方医が後発医薬品への変更を認めている場合に、患者に対して後発医薬品に関する説明を適切に行っていない。
- ② 一般名処方に係る処方箋を受け付けた場合であって、当該処方に係る後発医薬品を支給可能又は備蓄しているにもかかわらず、先発医薬品を調剤している。（一般名処方に係る処方箋を受け付けた保険薬局の保険薬剤師は、患者に対して後発医薬品に関する説明を適切に行うとともに、後発医薬品を調剤するよう努めなければならない。）
- ③ 先発医薬品から後発医薬品への変更調剤が可能な処方箋を受け付けた場合であって、当該処方に係る後発医薬品を支給可能又は備蓄しているにもかかわらず、先発医薬品を調剤している。（先発医薬品から後発医薬品への変更調剤が可能な処方箋を受け付けた保険薬局の保険薬剤師は、患者に対して後発医薬品に関する説明を適切に行うとともに、後発医薬品を調剤するよう努めなければならない。）

4 調剤済処方箋の取扱い

(1) 調剤済処方箋について、次の事項の記載をしていない又は記載が不明瞭な例が認められたので改めること。

- 調剤済年月日
- 保険薬局の所在地
- 保険薬局の名称
- 保険薬剤師の署名又は記名・押印

(2) 調剤済処方箋の「備考」欄又は「処方」欄に記入する次の事項の記載をしていない又は記載が不十分な例が認められたので改めること。

- 処方箋を交付した医師又は歯科医師の同意を得て処方箋に記載された医薬品を変更して調剤した場合、その変更内容
- 医師又は歯科医師に照会を行った場合、その回答内容

5 調剤録の取扱い

調剤録の記入について、鉛筆で記載している不適切な例が認められたので改めること。

II 調剤技術料に関する事項

1 調剤料

調剤料について、内服薬につき、1剤とすべきところ、2剤として算定している不適切な例が認められたので改めること。

2 嚥下困難者用製剤加算

嚥下困難者用製剤加算について、剤形の加工を薬学的な知識に基づいて行うことに留意すること。

3 一包化加算

一包化加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ①服用時点の異なる2種類以上の内服用固形剤又は1剤であって3種類以上の内服用固形剤が処方されていないときに算定している。
- ②治療上の必要性が認められない場合に算定している。
- ③医師の了解を得ていない場合に算定している。
- ④薬剤師が一包化の必要を認め、医師の了解を得た後に一包化を行った場合において、医師の了解を得た旨及び一包化の理由を調剤録等に記載していない。
- ⑤一包化に適さない薬をPTPシートで投与した場合、その理由を調剤録等に記載するよう留意すること。

4 自家製剤加算

自家製剤加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ①調剤上の特殊な技術工夫を行っていない。（自家製剤とは、個々の患者に対し市販されている医薬品の剤形では対応できない場合に、医師の指示に基づき、容易に服用できるよう調剤上

の特殊な技術工夫を行った場合に算定するものである。)

②調剤した医薬品と同一剤形及び同一規格を有する医薬品が薬価基準に記載されている。

③調剤録等に製剤工程を記載していない又は記載が不十分である。

5 計量混合調剤加算

計量混合調剤加算について、医薬品の特性を十分理解し、薬学的に問題ないと判断していない不適切な例が認められたので改めること。

6 調剤料の夜間・休日等加算

調剤料の夜間・休日等加算について、薬剤服用歴の記録又は調剤録に平日又は土曜日に算定した患者の処方箋の受付時間を記載していない不適切な例が認められたので改めること。

Ⅲ 薬学管理料に関する事項

1 薬剤服用歴管理指導料

(1) 次の事項について、処方箋の受付後、薬を取りそろえる前に患者等に確認していない不適切な例が認められたので改めること。

○薬学的管理に必要な患者の生活像

○疾患に関する情報

○服薬状況（残薬の状況を含む。）

○患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）

(2) 患者に対して、手帳を活用することの意義、役割及び利用方法等について十分な説明を行っていない。

(3) 居宅療養管理指導費を算定している月に薬剤服用歴管理指導料（薬学的管理指導計画に係る疾病と別の疾病又は負傷に係る臨時的投薬が行われた場合を除く。）を算定している不適切な例が認められたので改めること。

2 薬剤服用歴の記録

薬剤服用歴の記録について、次の不適切な例が認められたので改めること。

①薬剤服用歴の記録への記載が、指導後速やかに完了していない。

②鉛筆で記載している。

③二本線で抹消したのではなく、修正テープにより修正している。

④次の事項の記載をしていない又は記載が不十分である。

○患者の基礎情報（住所、必要に応じて緊急時の連絡先）

○処方及び調剤内容等（処方内容に関する照会の内容等）

○患者の体質（アレルギー歴、副作用歴）

○薬学的管理に必要な患者の生活像

○後発医薬品の使用に関する患者の意向

○疾患に関する情報（既往歴、合併症、他科受診において加療中の疾患に関するもの）

○併用薬（要指導医薬品、一般用医薬品、医薬部外品及び健康食品を含む。）等の状況

- 服用薬と相互作用が認められる飲食物の摂取状況
 - 服薬状況（残薬の状況を含む。）
 - 患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）
 - 患者又はその家族等からの相談事項の要点
 - 服薬指導の要点
 - 手帳活用の有無（手帳を活用しなかった場合はその理由と患者への指導の有無）
 - 今後の継続的な薬学的管理及び指導の留意点
 - 指導した保険薬剤師の氏名
- ⑤服薬指導の要点について、同様の内容を繰り返し記載している例が認められた。服薬指導は、処方箋の受付の都度、患者の服薬状況、服薬期間中の体調変化を確認し、新たに収集した患者の情報を踏まえた上で行うものであり、その都度過去の薬剤服用歴の記録を参照した上で、必要に応じて確認・指導内容を見直すこと。また、確認した内容及び行った指導の要点を、具体的に薬剤服用歴の記録に記載すること。

3 薬剤情報提供文書

薬剤情報提供文書について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ①調剤を行った薬剤のうち、情報提供を行っていないものがある。
- ②次の事項の記載をしていない又は記載が不十分である。
 - 用法
 - 用量
 - 副作用
 - 服用及び保管取扱上の注意事項
 - 調剤した薬剤に対する後発医薬品に関する情報
 - 該当する後発医薬品のうち、自局において支給可能又は備蓄している後発医薬品の名称及びその価格（備蓄しておらず、かつ、支給もできない場合はその旨）

4 経時的に薬剤の記録が記入できる薬剤の記録用の手帳

手帳による情報提供について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- 手帳に必要な応じて服用に際して注意すべき事項の記載をしていない又は記載が不十分である。

5 薬剤服用歴の記録（電磁的記録の場合）の保存等

電子的に保存している記録について、最新の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5版」に準拠していない次の不適切な事項が認められたので改めること。

- パスワードは英数字、記号を混在させた8文字以上の文字列が望ましい。
- パスワードの有効期間を適切に設定していない。パスワードは定期的（2か月以内）に変更すること。

6 調剤報酬明細書

一般名処方が行われた医薬品について、後発医薬品を調剤しなかった場合に、その理由を調剤

報酬明細書の摘要欄に記載していない不適切な例が認められたので改めること。

7 麻薬管理指導加算

麻薬管理指導加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ①電話等により麻薬の服用状況、残薬の状況及び保管状況を定期的を確認していない。
- ②残薬の取扱方法も含めた保管取扱い上の注意等に関し必要な指導を行っていない。
- ③麻薬による鎮痛等の効果・副作用の有無の確認を行っていない。
- ④薬剤服用歴の記録に指導の要点について記載していない又は記載が不十分である。

8 重複投薬・相互作用等防止加算

重複投薬・相互作用等防止加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ①処方の変更が行われなかった場合に算定している。
- ②薬剤服用歴の記録に処方医に連絡・確認を行った内容の要点、変更内容について、記載していない。
- ③「残薬調整に係るものの場合」に、「残薬調整に係るもの以外の場合」の加算を算定している。

9 特定薬剤管理指導加算

特定薬剤管理指導加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ①特に安全管理が必要な医薬品に該当しない医薬品について算定している。
- ②特に安全管理が必要な医薬品が複数処方されている場合に、その全てについての必要な薬学的管理及び指導を行っていない。
- ③薬剤服用歴の記録に対象となる医薬品に関して患者又はその家族等に対して確認した内容及び行った指導の要点について、記載していない又は記載が不十分である。
- ④従来と同一の処方内容にもかかわらず当該加算を継続して算定する場合に、重点的に行った指導の内容について、薬剤服用歴の記録への記載が不十分である。

10 乳幼児服薬指導加算

乳幼児服薬指導加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ①乳幼児に係る処方箋の受付の際に確認した、体重、適切な剤形その他必要な事項等の確認内容について、薬剤服用歴の記録に記載していない。
- ②薬剤服用歴の記録に患者の家族等に対して行った適切な服薬方法、誤飲防止等の必要な服薬指導の要点について、記載していない又は記載が不十分である。

11 かかりつけ薬剤師指導料

(1) かかりつけ薬剤師指導料について、次の不適切な例が認められたので改めること。また、同意書について、所定の様式（別紙様式2）を参考に作成すること。

- ①患者の同意を得た回に算定している。
- ②かかりつけ薬剤師に関する情報を文書により提供していない。
- ③患者に対し、規定の事項を説明した上で、同患者の同意を得た旨を薬剤服用歴の記録に記載していない。

- ④居宅療養管理指導費を算定した月において、当該患者の薬学的管理指導計画に係る疾病と別の疾病又は臨時の投薬が行われていない場合に算定している。
- (2) かかりつけ薬剤師が行う服薬指導等について、次の不適切な例が認められたので改めること。
- ①薬剤服用歴の記録について、服薬中の薬剤に係る重要な情報を知ったときの患者への指導等の内容及び情報提供した内容の記載が不十分である。
 - ②患者が受診している全ての保険医療機関の情報、服用している処方薬、要指導医薬品及び一般用医薬品並びに健康食品等について、全て把握していない、及び内容の薬剤服用歴の記録への記載が不十分である。

12 外来服薬支援料

外来服薬支援料について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ①薬剤服用歴の記録に当該薬剤の名称を記載していない。
- ②一包化加算を算定している日に算定している。

13 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料

在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料について、薬剤服用歴の記録に次の事項の記載をしていない不適切な例が認められたので改めること。

- 当該保険医から緊急の要請があった日付及び要請の内容並びに当該要請に基づき訪問薬剤管理指導を実施した旨
- 訪問に際して実施した薬学的管理指導の内容（服薬状況、副作用、相互作用等に関する確認等を含む。）
- 当該保険医に対して提供した訪問結果に関する情報の要点

14 服薬情報等提供料

服薬情報等提供料について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ①別紙様式1又はこれに準ずる様式の文書等の写しを薬剤服用歴の記録に添付する等の方法により保存していない。
- ②服薬情報等提供料2について、患者の服薬期間中新たに情報提供した事項、服薬期間中及び処方箋受付時に確認した患者の服薬状況等及び指導等について、情報提供の都度、薬剤服用歴の記録に記載していない。

IV 事務的事項

1 登録・届出事項

次の届出事項の変更が認められたので、速やかに届け出ること。

- 保険薬剤師（常勤及び非常勤）の異動（採用、退職を含む。）
- 開局時間

2 掲示事項

掲示事項について、次の不適切な事項が認められたので改めること。

- ①中国四国厚生局長に届け出た事項に関する事項の掲示がない。
- ②明細書の発行状況に関する事項を掲示していない。
- ③明細書の発行状況に関する事項の掲示について、一部負担金等の支払いがない患者に関する記載がない。

(地域支援体制加算関係)

在宅患者訪問薬剤管理指導を行う薬局であることを保険薬局の内側及び外側の見えやすい場所に掲示していない。

(後発医薬品調剤体制加算関係)

後発医薬品調剤体制加算を算定している旨を保険薬局の内側の見えやすい場所に掲示していない。

3 一部負担金等の取扱い

明細書について、正当な理由がないにもかかわらず無償交付していない不適切な事項が認められたので改めること。

V その他

1 調剤報酬明細書の記載

(1)「処方」欄の記載方法に誤りが認められたので改めること。

一包化加算について、当該加算の算定対象となる剤が複数ある場合に、一包化した薬剤について、一包化を行った全ての剤の「加算料」欄に「包」の記号を記載していない。

(2)一般名処方が行われた医薬品について、後発医薬品を調剤しなかった場合に、実態と異なる理由を調剤報酬明細書の「摘要」欄に記載している不適切な例が認められたので改めること。

2 保険請求に当たっての請求内容の確認

(1)保険薬剤師が行った調剤に関する情報の提供等について、保険薬局が行う療養の給付に関する費用の請求が適正なものとなるよう努めていないので改めること。

(2)調剤報酬の請求にあたっては、保険薬剤師自らが処方箋、調剤録との突合を行い、調剤報酬明細書の記載事項や算定項目に誤りや不備等がないか十分に確認すること。

3 関係法令の理解

(1)健康保険法をはじめとする社会保険各法並びに医薬品医療機器等法の保険医療に関する法令の理解が不足しているので、法令に関する理解により一層努めること。

(2)保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則や調剤報酬点数表に関する理解が不足しているので、これらの規定に関する理解により一層努めること。